

秋田県低入札価格調査取扱要綱（平成9年8月8日監－1397）の一部改正 新旧対照表

新	旧
（趣旨） 第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。<u>以下同じ。</u>）の規定に基づき落札者を決定するために行う、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）等に関し必要な手続を定めるものとする。 （適用対象） 第1条の2 この要綱の規定は、建設工事の競争入札に<u>適用するものとする。</u> _____ _____ _____ _____ 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、<u>設計も含めて発注する建設工事については</u> _____、この要綱の規定を適用しないことができる。 （低入札価格調査の実施） 第3条 略 2 前項の低入札価格調査は、別に定める失格判断基準に該当するものであるか否かの調査（以下「失格判断基準調査」という。）、<u>別に定める工事履行の確実性に関する簡易調査（以下「簡易調査」という。）</u>及び別に定める事項についての資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査（以下「詳細調査」という。）により行うものとする。 （審査委員会への報告） 第4条 入札執行者は、前条の規定により調査を行った結果について、部（局）入札審査会又は地方入札審査委員会（以下<u>これらを</u>「審査委員会」という。）に報告するものとする。ただし、失格判断基準調査及び簡易調査をもって低入札価格調査を終了する場合にあっては、審査委員会への報告を行わないものとする。 （落札者の決定）	（趣旨） 第1条 この要綱は、秋田県が発注する建設工事に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。<u> </u>）の規定に基づき落札者を決定するために行う、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）等に関し必要な手続を定めるものとする。 （適用対象） 第1条の2 この要綱の規定は、建設工事の競争入札のうち、<u>請負対応額が4千万円以上又は総合評価落札方式による競争入札に適用するものとする。ただし、請負対応額が4千万円を下回る工事であっても、契約担当者が特に必要があると認める場合には、この要綱の規定を適用することができる。</u> 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、<u>工期上の理由等により必要があると認められるときは、</u>この要綱の規定を適用しないことができる。 （低入札価格調査の実施） 第3条 略 2 前項の低入札価格調査は、別に定める失格判断基準に該当するものであるか否かの調査（以下「失格判断基準調査」という。） _____ _____及び別に定める事項についての資料提出の請求、ヒアリングの実施、関係機関への照会等の方法による調査（以下「詳細調査」という。）により行うものとする。 （審査委員会への報告） 第4条 入札執行者は、前条の規定により調査を行った結果について、部（局）入札審査会又は地方入札審査委員会（以下<u> </u>「審査委員会」という。）に報告するものとする。ただし、失格判断基準調査<u> </u>をもって低入札価格調査を終了する場合にあっては、審査委員会への報告を行わないものとする。 （落札者の決定）

第6条 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項に規定する失格判断基準に該当せず、かつ、簡易調査に係る全ての基準を満たすとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項に規定する失格判断基準に該当するものであったとき、簡易調査に係る基準を満たさないとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3・4 略

5 次順位価格の入札者を落札者とししない場合は次順位価格に次いで低い価格の入札者について、低入札価格調査を行うものとする。落札者を決定するまで繰り返し低入札価格調査を行うものとする。

(落札者等に対する通知)

第7条 前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低価格入札者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知しなければならない。

(工事コスト調査の実施)

第7条の2 詳細調査を行った低入札価格調査を経て契約を締結する

場合は、契約担当者は、当該工事の契約締結及び完成後に、低入札価格調査において確認された工事費内訳、下請負、資材調達等の内容が実際に施工された内容と適合しているか否かを確認するための調査（以下「工事コスト調査」という。）を行うものとする。

(入札参加業者への周知)

第8条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、契約担当者及び入札執行者は、同制度を適用する旨を入札公告に記載するとともに、次のことを周知するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格を調査するための基準があること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

第6条 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項による失格判断基準に該当せず、かつ、失格判断基準調査をもって低入札価格調査を終了したとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がなされると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、最低価格入札者の入札が第3条第2項による失格判断基準に該当するものであったとき又は前条の規定による審査の結果が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる旨のものであったときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3・4 略

(落札者等に対する通知)

第7条 前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに当該落札者及び最低の価格をもって入札した者等で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知しなければならない。

(工事コスト調査の実施)

第7条の2 第6条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により落札者とされた者の入札価格が別に定める基準を下回るものであった場合は、契約担当者は、当該工事の契約締結及び完成後に、低入札価格調査において確認された工事費内訳、下請負、資材調達等の内容が実際に施工された内容と適合しているか否かを確認するための調査（以下「工事コスト調査」という。）を行うものとする。

(入札参加業者への周知)

第8条 本制度の円滑な運用を図るため、契約担当者及び入札執行者は、低入札価格調査制度を適用する旨を入札公告に記載するとともに、次のことを周知するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格を調査するための基準があること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 低入札価格調査の結果、工事コスト調査の対象となった者は、契約締結及び施工後に実施される同調査に協力すべきこと。

第10条 第3条第2項に規定する失格判断基準
調査及び第4条ただし書の規定は、当分の間、
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続
の特例を定める政令（平成7年政令第372号）
の規定が適用される契約に係る競争入札及び
当該調査を実施することが適当でないと認めら
れる別に定める工事に係る競争入札については
適用しないものとする。

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の秋田県低入札価格調査取扱要綱の規定は、令和４年４月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。